

学校における消費者教育を支援し、その推進を図るため、消費者教育研究校の教員及び愛知県教育委員会の協力を得て、研究校の取組や指導法・教材、若者に多い消費者トラブル情報など、消費者教育の実践に役立つ情報を「あいち消費者教育レポート」として取りまとめました。是非、授業等での消費者教育の取組に御活用ください。

未成年者に多い消費者トラブル

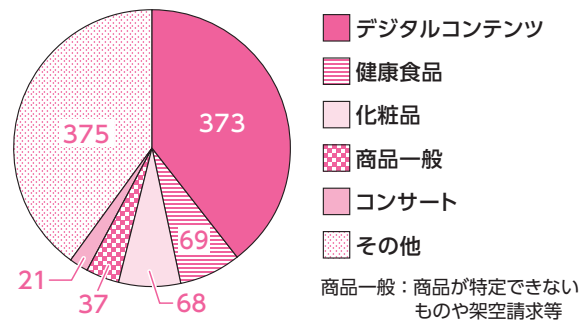
平成30年度(2018年度)に愛知県及び市町村に寄せられた消費生活相談件数^{*}は47,512件で、前年度と比べて約1.6%減少しました。

そのうち、未成年者からの相談は943件で、相談件数全体の2%を占めています。

未成年者に最も多い相談は、オンラインゲームやアダルト情報サイト等のデジタルコンテンツ(373件)に関する相談であり、未成年者全体の約4割を占めています。

^{*}集計時点:令和元年(2019年)9月3日

[未成年者の主な相談内容] (単位:件)



こんな相談が寄せられています!

オンラインゲームの課金トラブル

子どもが親のクレジットカードを使用し、オンラインゲームの高額な課金をしていた。

子どもと次のことを話しましょう。

- ・オンラインゲーム等の利用のルール
- ・クレジットカードの仕組み

周りの大人は…

- ・フィルタリング機能等を活用した利用制限を行きましょう。
- ・クレジットカードを適切に管理しましょう。



インターネット通販のトラブル

SNSの広告を見て、1回だけのお試しのつもりで購入したダイエットサプリ。実は、5回購入が条件の定期購入だった。

申込み前には購入・返品条件等をしっかり確認しましょう。

通信販売にはクーリング・オフ制度の適用がなく、返品は、事業者の返品特約に従うことになります。



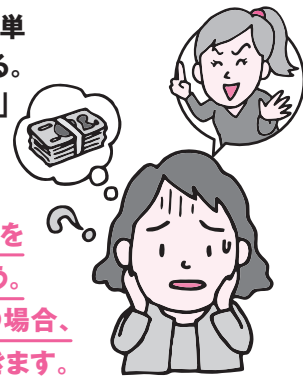
マルチ商法の契約トラブル

久しぶりに会った友人に「簡単に儲かるビジネスの教材がある。人に紹介すればマージンも入る。」と誘われて契約したが、全然儲からない。

「誰でも簡単に儲かる」という話を鵜呑みにしないようにしましょう。

マルチ取引(連鎖販売取引)の場合、クーリング・オフすることができます。

自分が勧誘者として友人を勧誘すると、相手をトラブルに巻き込み、大事な友人を失くすことにもなります。



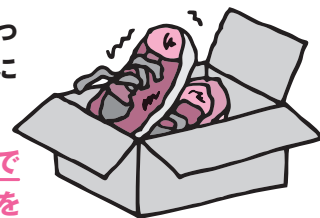
フリマサービス^{*}のトラブル

フリマサイトで購入したスニーカー。届いた商品は傷だらけだった。返品を依頼したが、出品者に拒否された。

フリマサービスは個人間取引であり、自己責任で利用することを認識しましょう。

取引相手や商品について十分情報収集し、取引は慎重にしましょう。

^{*}フリマサイトやフリマアプリなど、インターネット上で個人同士が商品等を取引する場を提供するサービス



トラブルに遭った場合は消費者ホットライン☎188へ御相談ください!

～ 消費者教育研究校の取組紹介 ～

愛知県において消費者教育を推進する「消費者教育研究校」の取組を紹介します。

平成30年度(2018年度)消費者教育研究校: 愛知県立知立高等学校 愛知県立加茂丘高等学校
愛知県立岡崎商業高等学校 愛知県立名古屋聾学校

公民科における実践授業 (愛知県立知立高等学校 田中見佳 教諭)

1 題材

成年年齢引下げを踏まえ「契約」について考える消費者教育の工夫

—外部講師(弁護士)・他教科(数学科)との連携による授業実践を通じて— (第2学年 科目「現代社会」3単位)

2 ねらい

- (1) 契約の意義や消費者契約法・特定商取引法等の消費者法を理解し、実際に起こり得る消費者被害について習得した知識をもとに思考・判断し、課題を解決できる能力を身に付ける。
- (2) 学んだことをもとに、消費者被害について自分の考えを社会に向けて発信する。

3 授業計画及び取組

(1) 弁護士との協同による授業開発

本年度も、消費者市民教育の専門家(講師)を無料で派遣する「あいち消費者市民講座」を利用した。昨年度、本校に派遣された弁護士の黒柳良子氏と本年度新たに派遣された加藤博子氏(ともに愛知県弁護士会所属)と一緒に、昨年度の実践を振り返り、本年度の授業を構想した。本年度、生徒が取り組むグループワークの問題は、結論に至る思考の過程を重視するようにした。

(2) 数学科と連携した授業

今後、より一層キャッシュレス化が進行し、将来、生徒はクレジットカードを利用する機会が増加すると考えられる。そこで、本校数学科・高見悠哉教諭と連携し、クレジットカードのリボルビング払いの計算を通じて、クレジットカードのメリットとデメリット、利用する際の留意点について考察させた。

時限	学習段階	指導内容
1・2	知識の習得	消費者主権、情報の非対称性、消費者問題の歴史、「消費者の四つの権利・八つの権利」、消費者法、消費者行政の仕組みなど、消費に関する問題について教科書を中心に学習する。
3		契約の法的意義や効果、民法の未成年者取消権、クーリング・オフ制度について、教科書を中心に学習する。
4	習得した知識の活用(課題解決学習)	1～3時限で学習したことをもとに、弁護士と協同して開発した契約に関する事例問題(全4問)に、個人で取り組む。
5・6		各個人が、前時に取り組んだ問題の解答をもとに、グループで問題について話し合いを行う。次回、KP法(紙芝居プレゼンテーション法)を使って発表できるように、1問につき3枚、解答とその理由をA3用紙に書く。
7		前時に作成した用紙を使って、問題に対する答えを各グループが発表する。それに対して、弁護士が問題の正解を発表し、解説を行う。
8	知識の習得(数学科との連携による授業)	公民科の教員である筆者が、クレジットカードの仕組み(三者間取引)・支払方法の種類・手数料について教科書や資料集、消費者庁作成教材「社会への扉」を使い説明した後、数学科の教員がリボルビング払いについて例題を生徒に計算させながら解説を行う。
9	まとめ(学習内容の振り返り)	学習内容を踏まえ、自分たちの後輩世代に対してメッセージを送るといった想定で、「若年消費者が消費者トラブルに巻き込まれないためには、どうしたらよいか」を考え、400字程度で記述する。

4 生徒の感想

- ・ 未成年者であっても消費者の一人としての自覚を持つことが大切であると気付いた。
- ・ 弁護士目線からの詳しく分かりやすい説明を聞くことができて、契約に関する理解が深まった。
- ・ 答えは一つに決まっていなくても、その問題に対する見方や考え方がそれぞれ違うことがグループワークを通じて分かった。同じ答えでもどのような理由でその結論に至ったのかが異なったり、逆に反対の答えでは、どのような考えでその結論に至ったのか、自分とは異なる意見を聞いて面白かった。



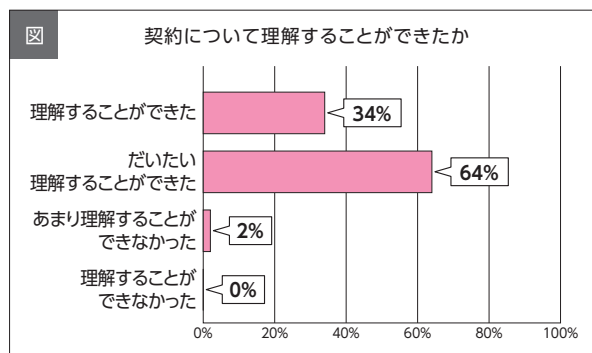
【解説をする弁護士】

5 成果

契約について、事前アンケートの記述を読むと内容まで理解している生徒はいなかったが、事後アンケート(図)の結果から、ほぼ全ての生徒が理解できた。よって、ねらいを概ね達成できたと考えている。

6 おわりに

成年年齢引下げにより、若年層で消費者被害の拡大が懸念されている。そのような中で、高等学校における消費者教育は喫緊の課題である。今後も継続的な取組を行っていききたい。



1 題材

主体的に行動できる消費者市民の育成 ～あいち消費者市民講座を活用した授業開発～
(第1学年 科目「家庭基礎」2単位)

2 ねらい

- (1) あいち消費者市民講座を活用し、「主体的・対話的で深い学び」を重視した授業開発を充実させる。
- (2) 生徒に消費者市民としての自覚をもたせ、主体的に行動できる力を身に付けさせる。

3 授業計画及び取組(7時間)

(1) 消費者教育教材の活用

主体的・対話的な授業実践ができるよう、生徒の実態に合わせ、消費者庁作成教材「社会への扉」を始め、複数の優良教材・資料を取り入れた消費者教育ワークシートを作成し実施した。

(2) あいち消費者市民講座の活用

愛知県県民生活課と愛知県の消費生活相談員と連携し、対話形式の「あいち消費者市民講座」を実施した。相談員からは「ネット通販によるトラブル」と「ハガキによる架空請求」の対処方法等について学び、県民生活課からは「あいち暮らしWEB」や「あいち消費生活情報メールマガジン」の活用方法等について学んだ。

(3) 学習の成果を伝える啓発活動

ア 保護者に伝える

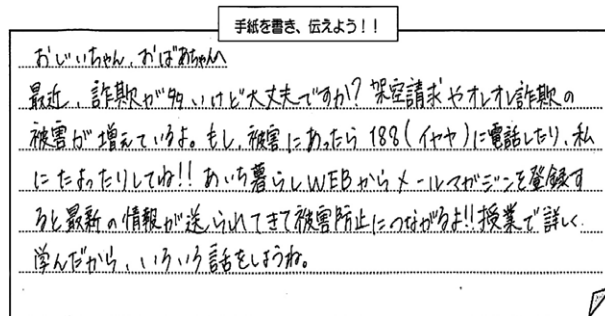
講座前にワークシートを使って、保護者から消費者トラブルに遭った場合の対応方法の聞き取りを行い、講座後には、学習した内容(トラブルへの対処方法等)をワークシートにまとめ、保護者へ伝えた。

イ 祖父母に伝える

特殊詐欺の被害件数や被害総額、最新の手口、トラブルへの対処方法をワークシートにまとめ、さらに手紙を書いて祖父母へ伝えた。この活動は、ホームプロジェクトの一環として冬季休業中に実施した。



【講座の様子】



【啓発活動の手紙】

4 生徒の感想

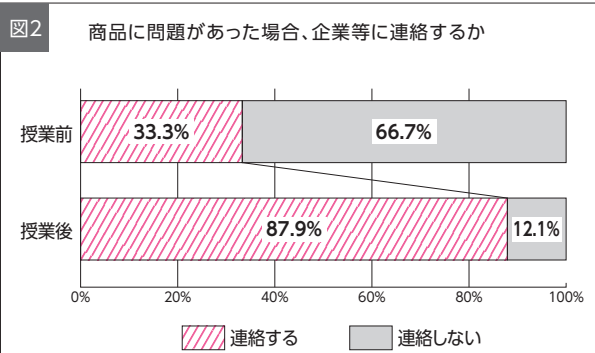
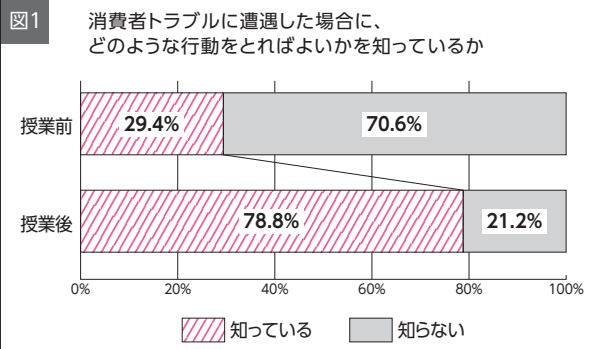
- ・もし被害に遭ったら諦めるのではなく、次の被害を防止するために学んだことを進んでやっていきたい。また、周りの人が困っていたら助けられるようにしたい。
- ・祖母に消費者被害のことを伝えることができ、家族と話し合うことができた。被害に遭わないためのルールを決めることができたのでよかった。

5 成果

事前・事後アンケートの調査結果より、消費者市民として正しい知識や適切な行動を理解させることができた(図1)。また、消費者トラブルに遭遇した場合、自ら行動しようとする気持ちを芽生えさせることができた(図2)。

6 おわりに

消費者教育教材や「あいち消費者市民講座」を活用した「主体的・対話的で深い学び」を重視した授業は、効率的・効果的な実践につながった。また、生徒主体の啓発活動は、知識・技能を深めるだけでなく、消費者市民としての自覚を促すことにつながった。今後も若年者における消費者被害を防止するために、消費者教育の推進を図りたい。



1 題材

消費者市民社会の形成に主体的に参画する消費者を育成するために
(第1学年 科目「ビジネス基礎」3単位)

2 ねらい

公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する態度を育成するため、地域社会への情報発信の仕方を考えることから、消費者市民社会を構成する一員であることを自覚させる。

3 授業計画及び取組

(1) 希少性と価格の関係性の学習(1時間)

教科書:[単元]第2章 経済と流通の基礎 1節 経済のしくみとビジネス
内 容:消費者の生活に希少性が関わっていることを身近な例から理解した。また、トラブル心理チェックを行い、だまされやすさをタイプ別に診断することで消費者トラブルが年齢に関係なく誰にでも起こり得る可能性があることを意識した。

(2) あいち消費者市民講座の活用(1時間)

講 師:消費生活相談員(愛知県) 稲垣祐子氏
テーマ:スマホトラブルに関する事例や対処法等
資 料:消費者庁作成教材「社会への扉」、消費生活情報「あいち暮らしっく」等
内 容:スマホトラブルを中心とした消費者トラブルに関する事例や対処法について実例とともに分かりやすく説明を受けた。

(3) 原稿作成～行政と学校の連携～(1時間)

テーマ:高校生のスマホトラブル事情や対処法を効果的に伝えるための原稿作成
内 容:[導入]原稿作成のポイントについて愛知県県民生活課から説明を受けた。
[作成]岡崎市役所広報課の3名の方々にアドバイスをいただきながら一緒に記事を作成した。(グループワーク)
[発表]作成した原稿のポイントについて全8班が1分間ずつ発表を行った。
[評価]各々シール2枚を投票権として評価をし合った。



【講座の様子】



【グループワークの様子】



【作成原稿の一例】

4 生徒の感想

- ・スマホトラブルについての危険性は分かっていたつもりだったけど、まだまだ知らないことがあることに驚いたし、記事にまとめることによって理解が深まった。
- ・市役所の方から「リアルでいいね!」と言われた時、高校生の声が大人に届いていると感じたので、このような活動はとても大切だと思った。これからも機会があれば行動したい。
- ・人の目に留まりやすく、より分かりやすい原稿を作ることが難しかったけど、市役所や県の方が来てくださったお陰で楽しく原稿を作ることができた。

5 成果

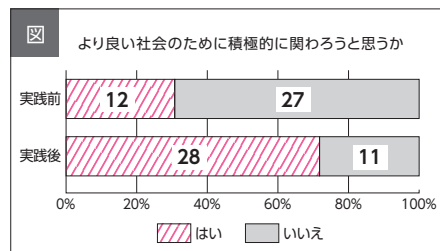
原稿作成後も本校生徒と岡崎市役所広報課の方々との話し合いを重ね、平成30年(2018年)9月1日号の広報紙「市政だよりおかざき」に記事が掲載された。本実践により、消費者トラブルの知識や対処法を身につけさせるだけでなく、消費者トラブルについてより深く考える姿勢を育むことができた。また、多くの生徒が一消費者としてより良い社会の形成に積極的に参画する態度を育成することができた(図)。

6 おわりに

「市政だよりを通して高校生のスマホ事情とトラブル対処法を多くの人に伝えたい」という昨年度の1年生が発案した意見を、今年度の1年生が引き継ぎ実践を続けてきた。特に、岡崎市役所広報課の方々に参加していただいた授業(グループワーク)では、情報を効果的に伝えるための多くのアドバイスをいただくことができ、共通理解を図る上でも貴重な機会であったと言える。今後も生徒の消費生活を見直させるとともに、一消費者としてより良い社会の発展のために積極的に関与する態度を育成していきたい。



【市政だよりおかざき(平成30年(2018年)9月1号掲載)】



1 題材

金銭基礎教育・消費者教育 (高等部本科第3学年 科目「総合的な学習の時間」 1単位)

2 ねらい

- (1) 卒業後の社会生活に必要な知識として、金銭の役割、収入の得方や使い方について理解し、正しい金銭感覚を身に付ける。
- (2) 金銭と社会とのつながりや将来設計の重要性について理解する。
- (3) クレジットカードの使用方法や消費者トラブルについて、正しい知識やトラブルへの対処法について理解する。

3 授業計画及び取組

(1) 金銭教育について(1、2時)

本校は、聴覚障害の生徒が通う特別支援学校である。聴覚障害を有するため、一般校に比べ言語習得や情報収集が難しい生徒が多く在籍している。生徒の実態を考慮し、消費者教育を行うにあたっては、はじめに金銭にまつわる基礎的な内容を押さえた上で、消費者トラブルといった発展的な内容につなげるのが効果的であると考え、調べ学習から始めることにした。(テーマ一覧参照)

(2) 人生と職業とお金について(3、4、5時)

10月から、「10代から学ぶパーソナルファイナンス」(日本FP協会)のテキストを参考に、『人生と職業とお金について考える』というテーマで、金銭を知る、使う、収入を得る、貯める・増やすといったお金(金銭)に関する事前学習を行った。また、愛知県金融広報アドバイザーから、お金(金銭)の意義についてライフプランの観点から学ぶ講義を受けた。

(3) 消費者トラブルについて(6、7、8時)

11月から、前述のテキストや、消費者庁作成教材「社会への扉」を参考に、『消費者トラブル』というテーマで、金銭を借りること、金銭トラブルの2点について、クレジットカードの取り扱いを中心とした授業を行った。また、愛知県の消費生活相談員から、実際の消費者トラブルの事例や、トラブルへの対処方法、相談機関についての講義を受けた。

(4) 授業において工夫した点

- ・事前学習における、専門用語(クーリング・オフ、リボルビング等)の解説
- ・視覚から理解が深まる資料作り(イラスト・写真・字幕付きDVD教材の活用)
- ・外部講師との丁寧な打ち合わせ・手話通訳者への事前の情報提供
- ・事後学習による知識の定着化(講義内容に基づいたテストの実施)

授業時間	内容
第1時	金銭教育について(調べ学習ガイダンス)
第2時	調べ学習の発表
第3時	人生と職業とお金について考える(事前学習)
第4時	人生と職業とお金について考える(外部講師による授業)
第5時	人生と職業とお金について考える(事後学習)
第6時	消費者トラブル(事前学習)
第7時	消費者トラブル(外部講師による授業)
第8時	消費者トラブル(事後学習)

調べ学習のテーマ一覧

- | | |
|-----------------|-------------|
| ①お金の役割 | ⑨ものの値段の決めり方 |
| ②お金の種類 | ⑩インフレ、デフレ |
| ③お金の3つの条件 | ⑪景気の良し悪し |
| ④お金はどこから生まれてくる? | ⑫金融システムの安定 |
| ⑤お金の起源と発達 | ⑬自動車購入費用 |
| ⑥現代のお金 | ⑭結婚にかかる費用 |
| ⑦にせ札防止の秘密 | ⑮世界一大きいお金 |
| ⑧紙幣と貨幣について | |

4 生徒の感想

- ・将来、貯金しておくことが大事だと分かった。
- ・ローンはできるだけ組まないようにしようと思った。
- ・マルチ商法などの仕組みや恐ろしさが分かった。
- ・身近な人からの誘いを断ることが難しそうだった。



【講座の様子】

5 成果

調べ学習や事前・事後学習、外部講師による授業を通し、人生設計を立てることの重要性や、消費者トラブルに巻き込まれないための対処法についての理解を深めることができた。また、マルチ商法など、身近な人からの誘いによるトラブルが起きていることを知り、大変驚いた様子であった。今回の取組を通し、卒業を控え、社会人として自立するにあたり、金銭を正しく認識し、有効かつ計画的に使うための一助になったのではないかと考える。

6 おわりに

聴覚障害に限らず、特別な支援を必要とする人たちの間でも、消費者トラブルは多く存在している。今回の実践を通し、誰にとっても分かりやすくするためには、まず、生徒の理解の妨げになっていることが何かを考え、そこからアプローチを考える必要があると感じた。例えば、聴覚障害に配慮して、知っていて当然と思われる言葉でも、丁寧に説明することを徹底した。そのため、今回の取組では、教師や講師による説明に、多くの時間を要したことが反省でもある。次年度以降は、トラブルのロールプレイングや、将来の職業のシミュレーションなど、生徒自身が様々な活動を通して実践的に学習できるような内容を考え、取組を継続していきたい。

\ 学校での消費者教育を応援します! /

無料で講師を派遣します!

学校等における消費者教育を推進するため、教員の研究会やPTAの研修、授業等へ、弁護士、司法書士、消費生活相談員等の講師を無料で派遣しています。是非、御活用ください。

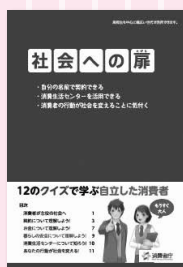
教員向け

- ・ 成年年齢引下げを見据えた消費者教育の指導方法
- ・ 消費者教育教材「社会への扉」の活用方法
- ・ エシカル消費と消費者教育 など

児童・生徒※・PTA向け

- ・ 契約の基礎知識
- ・ 消費者トラブル事例と対処法
- ・ 金融教育(クレジットカード等)
- ・ 消費生活センターの概要
- ・ 持続可能な消費の実践 など

※高等学校、特別支援学校(高等部)等では、消費者庁作成教材「社会への扉」を活用した講座(授業)を実施します。



映像教材を貸出します!

契約・クレジット・悪質商法・インターネット・消費者教育など、消費生活に関する映像等の教材(DVD)の貸出を行っています。

学校での授業や研修、地域のイベント、学習会などで是非、御活用ください。



授業等で御活用ください!

~あいち暮らしWEB・あいち暮らしっく
あいち消費生活情報メールマガジンの御案内~

【消費生活情報 あいち暮らしWEB】

楽しく学べる消費者教育教材等を掲載しています。

- 教材例
- ・ 消費者トラブルかるた・トラブル心理チェック
 - ・ 動画で学ぶ「かしこい消費者市民になろう!」
 - ・ マンガでわかる「相談窓口へ行こう!!」 など



【消費生活情報 あいち暮らしっく】

消費者トラブルを始め、幅広い消費生活情報を掲載した情報紙です。

毎年12月に発行する「若者向け特集号」では、「契約」「若者に多いトラブル事例」「エシカル消費」等について掲載しています。



【あいち消費生活情報メールマガジン】

最新の消費者トラブル情報や消費者教育、消費生活に関するイベント情報等を月に1度お届けします。

是非、御登録ください!

御登録は「あいち暮らしWEB」

又はこちらから



お問合せはお気軽に、愛知県県民生活課まで! 電話 052-954-6603

…消費者ホットライン(身近な消費生活相談窓口を御案内します。)…

トラブルに遭ったり、不安な場合は
お早めに御相談ください。

☎ 188 (いやや!) 局番なし

編集:教員情報提供紙ワーキンググループ

東井 秀和(愛知県立城北つばさ高等学校) 柴田 ゆい乃(愛知県立渥美農業高等学校) 渡辺 力樹(愛知県立南陽高等学校)
松島 万里子(愛知県立豊田高等特別支援学校) 服部 麻美子(愛知県教育委員会高等学校教育課) 野田 隆之(愛知県教育委員会義務教育課)
高橋 新吾(愛知県教育委員会特別支援教育課) 安藤 英樹(名古屋市民経済局市民生活部消費流通課) 奥村 広一(愛知県県民文化局県民生活部県民生活課)
近藤 憲司(愛知県県民文化局県民生活部県民生活課) 横溝 夏子(愛知県県民文化局県民生活部県民生活課)

発行:愛知県県民文化局県民生活部県民生活課 〒460-8501名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 ☎ 052-954-6603